

令和元年度大洲地区広域消防事務組合消防職員 採用試験案内

令和元年6月1日

大洲地区広域消防事務組合
組合長 二宮 隆久

〒795-0012 愛媛県大洲市大洲 1034 番地の4
電話：0893-24-0119（代表）24-2666（直通）
<http://ozu119.jp/>

令和元年度の大洲地区広域消防事務組合消防職員採用試験を次のとおり行います。

1 受付期間

令和元年7月1日(月)から令和元年8月2日(金)まで受け付けます。(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時まで(祝日除く))

なお、郵送の場合は令和元年8月2日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。

2 試験区分(職種)、採用予定人員及び受験資格

試験区分 (職種)	採用予定 人員	受 験 資 格
消防職 (一般)	5人程度	平成7年4月2日以降に生まれた人で、 大学、短期大学又は高等学校を卒業若しくは令和2年3月末までに卒業見込みの人
消防職 (救急救命士)	2人程度	平成6年4月2日以降に生まれた人で、 救急救命士の資格を有する人又は令和2年 3月末までに救急救命士の資格取得見込み の人

上記に該当し、かつ次のそれぞれの要件を満たす人

- (1) 日本の国籍を有する人
 - (2) 採用後、大洲市、内子町のいずれかに居住可能な人
 - (3) 次の身体要件を満たす人
 - ア 視力 両眼とも視力が0.7以上（矯正含む）であること
 - イ 聴力 左右とも正常であること
 - ウ 心身ともに健康であること
 - (4) 普通自動車免許取得者（AT車限定を除く。）又は令和2年3月末までに免許取得見込みの人、ただし、生年月日等の関係で取得できない人は、令和2年度中に取得できる人
 - (5) 次の各号のいずれにも該当しない人
 - ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ウ 大洲地区広域消防事務組合職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ※ 公務員として必要な学力及び適格性がない場合は不合格としますので、合格者数が採用予定人員に達しない場合があります。

3 試験日時、場所及び合格発表等

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は第1次試験合格者に対して行います。

- (1) 試験の日時、場所及び合格発表（一般、救急救命士共通）

区分	試験日時	場所	合格発表
第1次試験	令和元年 9月22日（日） 午前9時から 午後5時頃まで	大洲市役所 2階大ホール他	令和元年10月中旬に 合否の通知をします。
第2次試験	令和元年11月上旬（詳細は第1次試験合格者に通知します。）		令和元年11月下旬に 合否の通知をします。

※ 試験当日、荒天が予想される場合は、前日に大洲地区広域消防事務組合ホームページで試験実施の可否について掲載します。

(2) 試験の方法（一般、救急救命士共通）

区分	試験科目	内 容
第1次試験	教養試験	時事、社会・人文に関する一般知識及び文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する高等学校卒業程度の筆記試験を行います。 (択一式40問、解答時間120分)
	適性検査 A・B	消防業務遂行に必要な適応性を検査します。 (A：択一式120問、解答時間20分) (B：択一式 90問、解答時間15分)
	作文試験	出題されるテーマに対しての表現力等について試験を行います。 (試験時間60分)
	体力検査	消防業務遂行に必要な体力について次の種目により検査を行います。 (懸垂、上体起こし、反復横とび、立ち幅とび、持久走1500m(女性は1000m)) ※ 荒天時は、懸垂を腕立て伏せ、持久走をシャトルランに変更します。
第2次試験	口述試験	主に人物の人柄や性格等について口述による試験を行います。

※ 第1次試験合格者については第2次試験受験の際、身体検査書の提出が必要となります。なお、検査にかかる費用は自費となりますのでご了承ください。

4 採用予定年月日及び初任給等

(1) 採用予定年月日等

ア この試験の合格者の採用予定日は、令和2年4月1日です。ただし、受験資格がない場合や、申込書等の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

イ 採用された人は、愛媛県消防学校で約6か月間の初任教育を受け、修了後に署へ配属されます。

(2) 初任給

学 歴	初 任 給	諸 手 当
高 校 卒	1 4 8, 6 0 0 円	「大洲地区広域消防事務組合職員の給与に関する条例」等の規定により、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が該当者に支給されます。

※ 初任給は、学歴、職歴等により異なる場合があります。

5 受験手続き

(1) 受験申込書の請求

受験申込書は、大洲地区広域消防事務組合消防本部総務課、各消防署支署で用意しております。(大洲地区広域消防事務組合ホームページから受験申込書、受験票をダウンロードすることもできます。A4サイズの用紙に印刷し、必ず手書きで記入してください。)

なお、郵便で請求される場合は、封筒の表に「**受験申込書請求**」と朱書し、**返信用封筒**(A4判の用紙がそのまま入る封筒に140円切手を貼ったもの。返信先を記入)を**必ず同封**し、消防本部総務課へ郵送してください。

同封されていない場合は申込み用紙を送付できません。

(2) 申込み手続き

申込みは、**受験申込書及び受験票**に必要な事項を記入し、**最終学校卒業(見込み)証明書**(高等学校、短期大学又は大学のもの)を併せて、消防本部総務課へ提出してください。

なお、郵送により申し込む場合は、必ず封筒の表に「**受験申込み**」と朱書して申し込んでください。

※ 受験票の写真について

受験票の枠内に、最近6か月以内に撮影した写真(上半身無帽、正面向き、縦6cm・横4.5cm)を貼ってください。

6 その他

受験手続きその他詳細については次のところへお問い合わせください。

【お問合せ・書類提出先】

住 所 〒795-0012 愛媛県大洲市大洲1034番地の4
大洲地区広域消防事務組合消防本部総務課
電 話 0893-24-2666(総務課直通)